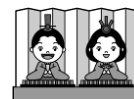
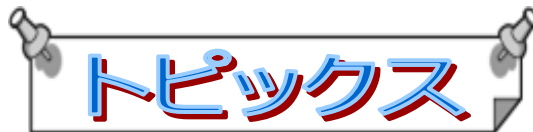


地域づくりは私たち一人ひとりから

今年度は「女性の人権」を主な学習テーマに住民学習会が行われました。女性が輝くことは「暮らしやすい社会」「活力のある社会」をつくることに繋がります。ライフステージに応じた柔軟な働き方ができる、家庭や地域に十分関わることができる、安心安全な生活ができるなど、女性の視点から見て、暮らしやすい社会の制度や仕組みをつくることは、同時に女性も男性もすべての人にとって暮らしやすい社会をつくることになります。

来年度は兵庫県制作の映画のテーマが「子ども・若者の人権」です。子ども・若者がひとりで問題を抱え込み困難な状態に陥らないよう、普段から家庭の他にも、子ども・若者が安心できる居場所をつくることの大切さや、学校・家庭・地域等での人との関わりを考えていきます。

この他にもさまざまな人権課題があります。高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、LGBT、ネット社会、北朝鮮による拉致問題、HIV感染者やハンセン病患者等の人権です。人権とは、命が大切にされ人間らしく生きる権利を意味します。お互いが尊重され支え合い、安全に暮らすことができる社会こそ、人間らしく生きることができます。住みよいまちづくりは、一人ひとりの人権が守られていることによって実現します。



しめ縄づくり

平成30(2018)年12月5日(水)

キラリ☆ハートフル講座が本年度も開催されました。5号にもレザークラフトの記事を掲載しました。今回の講座では、地場産業として引き継がれている「しめ縄づくり」を通して、先人の苦労や努力、創意工夫などを学ぶいい機会になりました。



谷川秋夫氏没後1年

加西市出身でハンセン病回復者の谷川秋夫氏が亡くなられて、はや、1年がたちます。谷川氏が一生の大半を過ごされた長島愛生園はハンセン病の歴史を知るうえで大変貴重な施設のひとつです。その施設存続のため、今、様々な取り組みが進んでいます。ハンセン病の人権啓発の施設として開放されていますが、有形文化財としての登録、そして世界遺産認定を目指すなど後世に残す努力が続けられています。瀬戸内市のふるさと納税クラウドファンディングの対象としても挙げられています。

加西市でも、一昨年には、樹木希林、市原悦子さんも出演された「あん」、昨年は、「ふたたび SWING ME AGAIN」の上映、また、長島愛生園訪問やパネル展示など、啓発に努めています。ハンセン病の人権侵害の歴史を語れる方々が亡くなられる中、長島愛生園などの施設を保存していくことは、人権課題としてのハンセン病を後世に伝えていくために必要なことではないでしょうか。



主な人権啓発事業



★ フィルムフォーラム

平成 30(2018)年 12 月 4 日(火)・7 日(金)

加西市の人権啓発は、「まちかどフォーラム」をはじめ、地区単位で行う「地区人権学習会」、市全体で行う「人権文化をすすめる市民のつどい」等、様々な事業を通じて行っています。ただ、参加する方々の顔ぶれがどうしても固定化し偏ってしまっているなどの課題が残っています。その課題を解消するためには、参加対象を広げるような事業の創造が必要ではないかと考えています。

人権推進課では、人権映画会や人権フィールドワーク、夏休み太鼓作り教室など、女性や子ども、また若い世代が参加できる事業を計画し、様々な層が参加できる機会を増やしています。その一つが、公民館で活動されている教室、サークルなどの受講生を対象に、例年、12月の人権週間に催している「フィルムフォーラム」という人権学習会です。内容としては、「まちかどフォーラム」で活用している兵庫県制作の人権啓発映画の上映と講話とを交えて学習会を行っています。公民館活動に参加されている方々ですので、他の人権啓発事業とは違った層の住民の方々が参加されています。

身近な人権問題

人権にかかわる身近な話題を提供します

子どもの人権



いじめ、体罰、不登校、児童虐待など子どもの人権問題が大きな社会問題となっております。子どもにも大人と同じく一人の人間として人権があります。そして、子どもは大人よりも人権が侵害されやすい存在です。

昨年、東京都目黒区で5歳の女の子が、十分に食事も与えられず、親から殴られたり水をかけられたりという虐待を受けていた事件がありました。亡くなった女の子がノートに記した言葉が公表されたことで、事件が注目を集めました。その後も子どもへの虐待事件は相次いでいます。

厚生労働省の発表によりますと平成29年度の全国児童相談所に届け出のあった児童虐待件数は133,778件で前年度比11,203件の増となっており、これは年々増加の傾向にあります。また、虐待による死亡人数が平成28年度では49人となっており、これはおよそ1週間に1人の割合となっております。

児童虐待は、親または親に代わる保護者が、18歳に満たない子供の身体や心を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を言い、次の4種類に分類されます。

- ① 身体的虐待（殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる等の行為）
- ② 性的虐待（子どもへの性的いたづらや性的行為の強要等の行為）
- ③ ネグレクト（育児放棄。食事を与えない、病気けがの放置等、保護者の責任放棄）
- ④ 心理的虐待（言葉による脅かし、無視する等の行為）



児童虐待は、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えますので、早期に発見し対応することが必要です。

※表題「散歩道」という名称は、平成13（2001）年度まで人権啓発冊子で使用されてきました。）

※人権啓発の各事業参加者アンケート結果は、加西市ホームページに掲載しています。

（トップページ→「暮らす」→「安全安心のまちづくり」の「人権教育・啓発活動」→「啓発活動」へ）